

## 第 32 回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 2 月 25 日 (水) 午後 1 時 30 分から午後 2 時 20 分

2. 開催場所 砂川市役所 2 階 中会議室

3. 出席委員 (13人)

会長	13番	関尾 一史			
委員	1番	片桐 幸示	2番	渡部 延三	
	3番	高橋 凌	4番	竹田 安宏	
	5番	菊地 匡	6番	井上 善博	
	7番	笹島 敏彦	8番	渡邊 達郎	
	9番	猿渡万里子	10番	角丸 章	
	11番	小野寺一晃	12番	垣野 芳博	

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

報告第 1 号	農地所有適格法人の要件確認について
議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	野田 勉
事務局次長	奥山 雅喜
事務局事務係長	佐々木也一

## 7. 会議の概要

事務局次長 皆様、お疲れ様です。定刻となりましたので、ただいまより第 32 回砂川市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会の出席委員数は、砂川市農業委員会規則第 6 条の規定に定める定数を満たしておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

それでは、会長よりご挨拶をいただき、以降、会長のお手元で議事進行をお願いいたします。

会長 <開会挨拶>

議長 はじめに、本日の議事録署名人の指名ですが、議席番号 1 番の片桐幸示委員と、2 番の渡部延三委員です。よろしくをお願いいたします。

それでは、報告に入ります。

報告第 1 号「農地所有適格法人の要件確認について」事務局より説明願います。

事務局 では、報告第 1 号をご説明いたします。議案の 1 ページをお開き願います。

案件は 1 件、「[REDACTED]」です。別紙 1 の「農地所有適格法人要件確認書」をご覧ください。経営面積は田が 8.4ha、畑が 0.5ha、法人形態は株式会社、事業の種類は、米、キュウリを中心とした農産物の加工・販売であり、売上高については、全額が農業による売上となっていますので、売上高の過半が農業によるという要件を満たしております。また、議決権を持つ構成員 1 人が農業常時従事者であり、裏面をご覧くださいまして、業務執行役員である 1 人も農業常時従事者であるため、両方とも過半要件を満たしています。以上のことから、[REDACTED] は、農地所有適格法人の要件を満たしていることを確認いたしましたので、ご報告いたします。

議長 ただいま、報告第 1 号の説明がありましたが、ご質問等ございませんか。

議長 なし。

議長 質問がないようですので、報告のとおり承認してよろしいですか。

議長 異議なし。

それでは本件を承認いたします。

続きまして、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、事務局より提案願います。

事務局 では、議案第 1 号をご説明いたします。案件は 2 件です。まず、議案の 2 ページをご覧ください。

1 番、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・借主は、[REDACTED]、受け手の [REDACTED] は、新規就農予定者であるため、現時点で経営面積はありません。労働力は、ご本人のほか、貸主であり [REDACTED] の 3 名となっております。対象となる土地の表示は、北光 160 番 1、地目は公募・現況とも畑、面積 18,664 m<sup>2</sup>、以下、記載のとおり計 4 筆、面積 49,425.91 m<sup>2</sup>になります。図面は 19 ページの第 1 号図に示しており、法律関係は使用貸借、期間は本日から令和 18 年 2 月 24 日までの 10 年間となっております。

申請理由につきましては、出し手の [REDACTED] は「父から相続した農地について、息子が新規就農を希望していることから、息子に貸したい。」、受け手の [REDACTED] は、「祖父が長年守ってきた砂川の玉葱畑を継ぐため、新規就農し、安定した農業経営を目指したい。」とのこととあります。本案件に関する、農地法第 3 条第 2 項の判定要件につきましては、別紙 2 の調査書に記載のとおり

判定要件を満たしていることから、本案件は許可できるものと考えます。

ここで、受け手の[ ]についてご紹介させていただきます。[ ]は昨年末に亡くなられた[ ]のお孫さんであり、年齢は[ ]であります。2年前より、[ ]のもとで、ご両親とともに農作業に従事してきました。これまで、[ ]で野菜栽培の基礎を学び、また、仕事を通じて農薬散布ドローンの操縦経験を積まれております。[ ]は、今年からの就農を目指しているため、先日、地元委員である竹田委員にもご参加いただき、担い手育成センターにおいて、着実に就農できるよう面談を行ったところです。課題ももちろんございますが、関係者が適切にアドバイスをを行いながら、今後しっかりとバックアップしていくことを確認しております。

続きまして3ページをお開き願います。2番、出し手・貸主は、[ ]、受け手・借主は、[ ]、経営面積は、田が170,740㎡、畑が14,224㎡、計184,964㎡となっております。

労働力は、ご本人と夫の2名です。対象となる土地の表示は、豊沼町14番1、地目は公募・現況とも田、面積2,434㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積38,846.23㎡になります。図面は20ページの第2号図に示しており、法律関係は賃貸借、期間は本日から令和8年12月31日までの11か月間となっております。申請理由につきましては、出し手の[ ]は「娘から賃貸借の希望があったため」、受け手の[ ]は、「経営規模を拡大し、安定した農業経営を行うため。」とのことであります。本案件に関する、農地法第3条第2項の判定要件につきましては、別紙3の調査書に記載のとおり判定要件を満たしていることから、本案件は許可できるものと考えます。

以上、議案第1号のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。ただいま、議案第1号の説明がありました。ご質問等ございませんか。なし。質問・意見がないようですので、本件を許可してよろしいですか。異議なし。それでは本件を許可することといたします。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番を審議しますが、本件は[ ]となっておりますので、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、審議終了まで退席することになります。

それでは、議案第2号の1番について、事務局より説明をお願いいたします。

では、議案第2号の1番についてご説明いたします。議案の4ページをご覧ください。土地所有者・譲渡人は、[ ]、転用計画者・譲受人は、[ ]の申請です。土地の表示は、吉野1条南5丁目35番11、地目は公募・現況とも畑、面積1,920㎡の1筆です。転用目的は、[ ]1棟や駐車場などの建設です。農地の区分は、砂川市都市計画において第一種住居地域として用途指定されていますので、第3種農地になります。図面は21ページ、第3号図に示しており、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費1億7,770万円に対し、全額を借入金で対応することとしています。この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙4にまとめているとおりですが、この件については、別紙4の4ページ、5の総合判断の欄に記載していますとおり、本案件は、立地基準において原則とし

議長  
全員  
議長  
全員  
議長

議長  
事務局

て転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。以上、議案第2号の1番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第2号の1番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 　　なし。

議長 　　質問・意見がないようですので、許可相当としてよろしいですか。

全員 　　異議なし。

議長 　　それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

議案第2号の2番について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 　　では、議案第2号の2番についてご説明いたします。議案の5ページをお開き願います。土地所有者・譲渡人は、

、転用計画者・譲受人は、

の申請です。土地の表示は、空知太東2条5丁目354番44、地目は公募は田で現況が畑、面積233㎡の1筆です。転用目的は、一般住宅1棟や庭園、車庫などの建設です。農地の区分は、砂川市都市計画において第二種中高層住居専用地域として用途指定されていますので、第3種農地になります。図面は22ページ、第4号図に示しており、法律関係は売買です。転用計画の内容ですが、転用期間は許可後から永年、資金計画は事業費4,150万円に対し、全額を借入金で対応することとしています。この案件に関する農地法第5条の審査は、別紙5にまとめているとおりでありますが、この件についても、別紙5の4ページ、5の総合判断の欄に記載していますとおりで、本案件は、立地基準において原則として転用が許可される第3種農地であり、また、一般基準においても特に問題はありませんので、許可相当と認められます。以上、議案第2号の2番のご説明といたします。ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただいま、議案第2号の2番の説明がありました。ご質問・ご意見等ございませんか。

全員 　　なし。

議長 　　質問・意見がないようですので、許可相当としてよろしいですか。質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 　　異議なし。

議長 　　それでは、異議なしと認め、許可相当と意見を付して、進達することといたします。

続きまして、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について」の1番を事務局より説明願います。

事務局 　　では、議案第3号の1番をご説明いたします。議案の6ページをご覧ください。それでは、1番、計画番号は令和7年度使第4号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、  
、借主及び転貸主は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、北海道農業公社、受け手・転借主は、  
、農地の所在等は東1条北21丁目196番10、地目は公募・現況とも田、面積5,389㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積6,045㎡、対価は無償、期間は令和8年3月23日から令和12年12月31日までの4年10か月、法律関係は使用貸借、図面は23ページ、第5号図に示しておりま

す。本件の要件確認については、別紙6の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上です。

議長

ただいま、議案第3号の1番の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

続きまして、議案第3号の2番を審議いたしますが、受け手が[REDACTED]となっておりまして、[REDACTED]は、審議終了までご退席をお願いいたします。

< [REDACTED] 退席 >

議長

それでは、事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号の2番をご説明いたします。議案の7ページをご覧ください。2番、計画番号は令和7年度貸第15号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 小野寺一晃さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・転借主は、[REDACTED]、農地の所在等は空知太117番2の内、地目は公募が畑で現況が田、面積401.80㎡の1筆、対価は年額4,000円、これは地積に単価10,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和12年12月31日までの4年10か月、法律関係は賃貸借、図面は24ページ、第6号図に示しております。本件の要件確認については、別紙7の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。以上です。

議長

ただいま、議案第3号の2番の説明がありましたがお質問・ご意見等ございませんか。

全員

なし。

議長

質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員

異議なし。

議長

それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

では、ここで[REDACTED]に着席していただきます。

< [REDACTED] 着席 >

議長

それでは、議案第3号の3番から11番を事務局より提案願います。

事務局

では、議案第3号の3番から11番をご説明いたします。議案の8ページをお開き願います。

3番、計画番号は令和7年度貸第16号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 角丸章さん、出し手・貸主は、[REDACTED]、受け手・転借主は、[REDACTED]、農地の所在等は西3条南22丁目124番1、地目は公募・現況とも田、面積4,851㎡、以下、記載のとおり計5筆、面積9,548㎡、対価は年額108,000円、これは地積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和17年12月31日までの9年10か月、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙8の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に9ページをお開き願います。4番、計画番号は令和7年度貸第17号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 角丸章さん、出し手・貸主は、  
受け手・転借主は、  
、農地の所在等は西1条南22丁目125番3、地目は公募・現況とも田、面積302㎡、以下、記載のとおり計16筆、面積29,578.14㎡、対価は年額330,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和17年12月31日までの9年10か月、法律関係は賃貸借、図面は25ページ、第7号図に示しております。本件の要件確認については、別紙9の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に10ページをご覧ください。5番、新規の案件です。計画番号は令和7年度貸第18号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、西豊沼東地区農用地利用改善組合 組合長 浦隆男さん、出し手・貸主は、  
受け手・転借主は、  
、地目は公募・現況とも田、面積74㎡、以下、記載のとおり計17筆、面積20,221.81㎡、対価は年額240,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和9年12月31日までの1年10か月、法律関係は賃貸借、図面は26ページ、第8号図に示しております。本件の要件確認については、別紙10の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

本件につきまして、こちらの農地では、昨年までが玉葱を作られておりましたが、規模縮小に伴い、新たにが水稻を作付けすることとなりました。まずは2年間の賃貸借で進めることとしています。

次に11ページをお開き願います。6番、新規の案件です。計画番号は令和7年度貸第19号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、西豊沼西地区農用地利用改善組合 組合長 伊藤政勝さん、出し手・貸主は、  
受け手・転借主は、  
、農地の所在等は西豊沼254番1、地目は公募・現況とも田、面積7,857㎡、以下、記載のとおり計3筆、面積10,526㎡、対価は年額120,000円、これは水張面積に単価12,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和9年12月31日までの1年10か月、法律関係は賃貸借、図面は27ページ、第9号図に示しております。本件の要件確認については、別紙11の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

本件につきまして、こちらの農地では、昨年までのお父さんであるが作付けしておりましたが、段階的に息子さんであるへ農地を引き継いでいくため、今回はとの賃貸借となっています。

次に12ページをご覧ください。7番、計画番号は令和7年度貸第20号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 菊地匡さん、出し手・貸主は、  
受け手・転借主は、  
、農地の所在等は北光503番1の内、地目は公募・現況とも田、面積18,895㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積20,028㎡、対価は年額169,000円、これは水張面積に単価11,900円を乗じた額にな

ります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和17年12月31日までの9年10か月、法律関係は賃貸借、図面は28ページ、第10号図に示しております。本件の要件確認については、別紙12の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に13ページをお開き願います。8番、計画番号は令和7年度賃第21号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 片桐幸示さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼214番の内、地目は公募が畑で現況が田、面積25,564㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積45,847㎡、対価は年額395,000円、これは水張面積に単価11,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和12年12月31日までの4年10か月、法律関係は賃貸借、図面は29ページ、第11号図に示しております。本件の要件確認については、別紙13の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に14ページをお開き願います。9番、計画番号は令和7年度賃第22号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 片桐幸示さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼88番の内、地目は公募が畑で現況が田、面積6,941㎡の1筆、対価は年額62,000円、これは水張面積に単価9,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和10年12月31日までの2年10か月、法律関係は賃貸借、図面は30ページ、第12号図に示しております。本件の要件確認については、別紙14の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に15ページをお開き願います。10番、計画番号は令和7年度賃第23号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 高橋凌さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXX、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は東豊沼106番1、地目は公募が田で現況が畑、面積6,230㎡、以下、記載のとおり計4筆、面積22,003㎡、対価は年額44,000円、これは地積に単価2,000円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和8年12月31日までの10か月、法律関係は賃貸借、図面は31ページ、第13号図に示しております。本件の要件確認については、別紙15の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

次に16ページをご覧ください。11番、計画番号は令和7年度賃第24号、公告予定年月日は令和8年3月23日、申出者は、農地流動化推進員 関尾一史さん、出し手・貸主は、XXXXXXXXXXと以下記載のとおり2名、受け手・転借主は、XXXXXXXXXX、農地の所在等は吉野2条南1丁目10番2、地目は公募・現況とも畑、面積3,702㎡、以下、記載のとおり計2筆、面積7,296㎡、対価は年額28,000円、これは田は地積に単価6,300円、畑は地積に単価1,500円を乗じた額になります。支払期限等は、毎年12月20日までに指定口座に振り込むこととし、期間は令和8年3月23日から令和12年12月31日までの4年10か月、法律

関係は賃貸借、図面は32ページ、第14号図に示しております。本件の要件確認については、別紙16の調査書のとおり、必要な要件を満たしているため、要請できる案件と考えます。

なお、補足といたしまして、32ページ、第14号図の地番10-2及び12-2につきましては、西側の畑、または、田と一体的に利用されておりますが、西側の農地につきましては、既に12月の定例総会において、所有者である[ ]との賃貸借が決定しておりますことを申し添えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、議案第3号の3番から11番の説明がありましたがご質問・ご意見等ございませんか。

はい、渡部委員。

渡部委員 10番の[ ]と[ ]の賃貸借ですが、賃貸借される部分と周囲が一体に耕作されているように見えるのですが、賃貸借される[ ]の農地は、ピンクで囲われた部分で間違いはないですか。

事務局 第13号図を見ていただいて、例えば106-2は[ ]の所有地です。周囲で一体となって耕作されている部分は[ ]所有地となっていますので、今回賃貸される[ ]の農地は、ピンクで囲われているところで間違いありません。

議長 よろしいですか。

渡部委員 はい。

議長 その他なにか、ご質問等ございませんか。

全員 なし。

議長 それでは質問がないようですので、本件については異議なしと認めることとしてよろしいですか。

全員 異議なし。

議長 それでは異議なしと認め、北海道農業公社に要請することといたします。

本日の議題は以上ですが、全体を通して委員の皆様から何かございませんか。

全員 なし。

議長 それでは、特にないようですので、「その他事項」に入ります。

では、事務局より説明願います。

- 事務局
1. 議会関連等報告（事務局長）
    - ・社会経済委員会
  2. 農政課報告（事務局次長）
    - ・農業振興地域整備計画
  3. 令和7年度空知農業委員会連合会第2回役委員会（事務局長）
    - ・日 時 2月12日（木） 16:00～
    - ・場 所 プラザ富士屋（深川市）
    - ・出席予定者 関尾会長、野田事務局長
  4. 令和7年度中空知農業委員会協議会会長・事務局長会議（事務局）
    - ・日 時 2月27日（金） 15:30～
    - ・場 所 浦臼町役場 1階 集会室

- ・出席予定者 関尾会長、奥山事務局次長

5. 北海道新規就農フェア（事務局）

- ・日 時 2月28日（土） 10:30～
- ・場 所 ホテルポールスター札幌
- ・出席予定者 渡邊委員、農協職員、農政課職員、事務局職員

6. 検討委員会（事務局）

- ・3月上旬 検討委員会の開催
- ・検討委員 関尾会長、片桐会長職務権代理、議席番号10～12番の委員
- ・検討事項 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の見直し  
令和8年度最適化活動の目標の設定等  
参考資料の設定  
令和8年度砂川市農業委員会事業計画

7. 記録簿の提出（事務局）

- ・農業委員として行った活動を記入し、2月分を事務局に提出してください。
- ・データで提出する方は、メールに添付し事務局へ送信してください。  
(メールアドレス：[nogyo@city.sunagawa.lg.jp](mailto:nogyo@city.sunagawa.lg.jp))

8. 協議会報告（協議会長）

議長  
全員  
議長

只今の報告でご質問等ございませんか。

なし。

特にないようですので、次回の日程を確認したいと思います。

次回の総会は、令和8年3月25日、水曜日の午後1時半からですのでよろしくお願ひします。

それでは、最後に一言ご挨拶申し上げて閉会したいと思います。

<議長挨拶>

以上で本定例総会を閉会します。お疲れ様でした。

会 長

署名委員

署名委員